

## 三條市教育基本方針について

## 1 基本方針策定の経緯

教育基本法第 17 条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することが義務付けられています。

地方公共団体においても、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本計画の策定に努めることが求められています。

また、平成 17 年に合併した三條市、栄町、下田村は、3 市町村とも教育の方向性を示すための教育基本方針を有していなかったことから、合併の制度調整項目として、合併後の新市において策定することとしていました。

このことから、合併後の平成 17 年 10 月に三條市教育基本方針検討委員会を設置し、教育基本法を尊重し、これからの時代を生きる人間のあるべき姿を見据え、新市の都市像や基本理念などの地域性を踏まえたものを広く検討し、計画期間が平成 18 年度から平成 26 年度までの教育基本方針を教育委員会で決定しました。

そして、他市町村に先駆け推進してきた小中一貫教育や一人ひとりの個性や創造力を伸ばす質の高い教育機会の充実に努めるなどしてきた豊かな教育環境を将来にわたって持続可能なものとし、当市の未来を創る魅力ある教育を実現するため、計画期間が平成 27 年度から令和 4 年度までの現教育基本方針を策定しました。

その計画期間が本年度で満了するため、令和 5 年度からの次期教育基本方針を策定するものです。

**教育基本法（抜粋）****（教育振興計画）**

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての 基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する 基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 基本方針の内容

教育基本方針は、義務教育と幼児教育、その教育活動を支える教育環境に関する当市の施策の方向性を示すものです。

なお、生涯学習や社会体育に関する内容については、教育委員会の所管事務ではないため、基本方針の内容からは除きます。

### 3 三条市総合計画及び教育大綱との整合

教育基本方針の上位計画である三条市総合計画及び教育大綱についても、令和4年度で計画期間が満了し、現在策定を進めていることから、教育基本方針との整合を図ることに留意が必要です。

なお、次期三条市総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とすることで、検討を進めます。